

議会議案第42号

子宮頸がんワクチンの定期接種を中止して、先進国で最も低いと言われている子宮頸がん検診受診率を引き上げることがを国に対して強く求める意見書の提出について

子宮頸がんワクチンの定期接種を中止して、先進国で最も低いと言われている子宮頸がん検診受診率を引き上げることがを国に対して強く求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成29年3月1日提出

提出者	鎌倉市議会議員	長	嶋	竜	弘	
	同	上	上	畠	寛	弘
賛成者	同	上	三	宅	真	里
	同	上	松	中	健	治

子宮頸がんワクチンの定期接種を中止して、先進国で最も低いと言われている子宮頸がん検診受診率を引き上げることがを国に対して強く求める意見書

平成25年4月1日から、子宮頸がん予防ワクチンが予防接種法に基づく定期接種の対象となったが、平成25年6月14日に開催された、平成25年第2回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、平成25年度第2回薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）において、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が本ワクチンの接種後に特異的に見られたことから、「国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではない」とされた。

この方針に基づき、現在、各自治体は子宮頸がん予防ワクチンの接種を積極的に勧めていない状況である。接種することは可能だが、「接種に当たっては、有効性とリスクを理解した上で受けてください」との注釈がついているが、有効性とリスクについて国から明確に示されているわけではない。

平成25年6月の厚生労働省のホームページには「今回の措置は、あくまで一時的な措置であり、より安心して接種を受けて頂くためのものです。厚生労働省では、早急に調査すべきとされた副反応等について可能な限り調査を実施し、速やかに専門家による評価を実施する予定としております。」と記載されているが、間もなく4年が経過する状況の中、一向に何の結論も出せておらず、中途半端な状態のままである。

平成25年10月に鎌倉市が全国で初めて行った、子宮頸がん予防ワクチン接種後の体調の変化に関する状況調査を皮切りに、各自治体で行った調査によって被害の実態が明らかになったが、その後鎌倉市の接種者は、平成27年度は7人、平成28年度は12月までに3人と極めて少なく、もはや定期接種として位置づけておく必要性は少なく、ただ単に国民を惑わしているだけである。

専門知識が持てない一般国民に接種の判断を委ねているとともに、各自治体が毎年予算措置をしなければならない状況に追い込んでるのは、ほかならぬ厚生労働省であり、極めて無責任な対応と言わざるを得ない。

子宮頸がんによる死亡者を減らすには、検診受診率を上げて早期発

見・早期治療することが必要であるが、我が国の検診受診率は先進国の中で最も低いと言われている中さらに数値は右肩下がりで、平成27年度は20.7%と5人に1人しか受けていない状況であり、これを改善する事が求められている。

よって、副反応被害のリスクがある子宮頸がんワクチンの定期接種を中止して、先進国で最も低いと言われている子宮頸がん検診受診率を引き上げることに予算措置をして、子宮頸がんによる死亡者を減らすことに注力することを国に対して強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月3日

鎌倉市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
厚生労働大臣



宛て